

常任委員会報告

(2月定例会付託議案審査の主なものを報告します)

総務財務委員会



付託議案審査 (主なもの)

議45 三原市企業版ふるさと納税基金条例制定について

【概要】企業版ふるさと納税による寄附金を、柔軟かつ効果的に活用していくため、三原市企業版ふるさと納税基金を設置する条例を定める。

【主な質疑】

問 基金を設置することにより、従来の制度と比べ、どのような効果が見込めると考えているのか。

答 現制度では、寄附を受けた年度の事業にしか寄附金を活用できないことになっているが、企業からの寄附が、決算時期の関係から3月にあることが多く、繰り越しができない中で柔軟かつ効果的な活用が難しい状況であった。基金の設置により、翌年度以降の事業の財源としても活用できることとなり、複数年度にわたる事業に対して、充当できるようになる。



議46 三原市定住自立圏形成方針の変更について

【概要】三原市定住自立圏形成方針に、取組事項を追加する変更を行う。

【主な質疑】

問 三原市定住自立圏形成方針では、旧三原市を中心地域、本郷・久井・大和地域を周辺地域と区分されているが、合併から20年以上経過していることを踏まえ、実情に応じた位置付けが必要ではないか。

答 今回の方針は、国が定める定住自立圏構想に基づいて策定している。制度上、合併の特例によって、人口が5万人を超える旧三原市を中心地域、本郷・久井・大和地域を周辺地域と位置付けること

により、定住自立圏と認められるため、旧自治体単位の区分となっている。第2期三原市定住自立圏共生ビジョンにおいては、地域の実情に応じた実施事業を盛り込みたい。

【採決】採決の結果、議第41号他10件は、全員一致、原案どおり可決すべきものと決した。

行政説明案件

令和7年度税制改正について

【概要】国において審議されている、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令の改正について説明する。

厚生文教委員会



付託議案審査

議51・56 三原市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例について

【概要】従うべき基準である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたため、関係する条例の一部を改正する。

【主な質疑】

問 改正による保育運営への影響はないとのことであったが、今後、

管理栄養士による専門的な対応が必要になるようなケースが想定されるのか。

答 国が示す従うべき基準及び本市条例で定める基準は、栄養士又は管理栄養士の配置であり、現在は、管理栄養士のみ配置は想定されていないが、今後、管理栄養士の配置が求められる法改正等があれば、対応することとなる。

議55 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準について

【概要】施設等の運営に関する基準が改正されたため、関係する条例の一部を改正する。

問 保育所、幼稚園又は認定こども園を連携施設として設定することが義務付けられているが、確保が著しく困難な場合は、確保をしないことができるとする経過措置が延長された理由を問う。

答 国の調査では、全国で約3割の事業所で連携施設の確保ができている現状があり、今回、更に5年延長されたものである。

【採決】採決の結果、議第51号他2件は、全員一致、原案どおり可決すべきものと決した。

行政説明案件

三原市地域公共交通計画の策定について

【概要】 現行の三原市地域公共交通網形成計画の期間が本年度で最終年度となることから、令和7年度から5年間の取組方針などをまとめた三原市地域公共交通計画を策定する。

【主な質疑】

問 都市機能を集約するコンパクトなまちづくりを進める一方で公共交通網が十分整備されなければ、交通手段のない高齢者などが地域に残されるのではないか。

答 バス路線の維持やコミュニティ交通の充実によって課題の整理を図っていききたい。



経済建設委員会



付託議案審査

議52・53・54 市道路線の廃止及び認定について

【概要】 東本通土地地区画整理事業に伴い、既存の15路線を廃止するとともに、新たに33路線を認定する。また、開発行為により中之町9丁目に築造された道路を認定する。

【主な質疑】

問 Uターンできることが市道の認定条件の一つとされているが、中之町の市道に設けられる回転広場について、緊急車両のUターンに支障はないか。

答 回転広場の認定基準に適合しているが、緊急車両の進入を考慮したものではないため、関係機関と事前に情報を共有することなどにより、緊急時に支障のないように対応したい。

【採決】 採決の結果、議第52号他2件は、全員一致、原案どおり可決すべきものと決した。

行政説明案件

三原市自転車活用推進計画について
【概要】 自転車活用推進法第11条

に基づき、国及び県の計画を勘案し、本市の実情に応じた自転車活用の推進に関する施策として、①まちづくり②健康・スポーツ③観光④安全・安心の4つを基本目標とし、計画を定める。

【主な質疑】

問 自転車の安全な走行を確保するためには、路肩の段差、夏場に繁茂する草木、排水路などのハード面から、外国籍の方を含む全ての人の交通マナー向上などのソフト面に至るまでの対策が必要と考えるが、それらをどう考えているか。

答 ハード面に関しては、社会資本整備総合交付金の補助を受けることで実施できると考えている。また、ソフト面に関しては、交通マナー、交通法規の変更などを周知する広報・啓発活動を行うことを計画に盛り込んでいる。



議会基本条例の評価・検証を行いました

本市議会では、平成24年の三原市議会基本条例施行以降、その理念に基づき議会活動を進めてきました。今回、議会運営委員会において、条文ごとの評価・検証を行い、活動内容を振り返るとともに、今後の方向性を示しました。この作業は、活動内容を振り返るとともに、議会改革を継続し活動内容を共有することを目的としています。

詳細は市議会ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

